



平成30年3月26日
独立行政法人大学入試センター

**大学入試英語成績提供システムへの参加申込のあった
資格・検定試験に係る参加要件の確認結果について**

独立行政法人大学入試センターでは、平成29年11月24日から12月20日までの間、「大学入試英語成績提供システム」への参加申込の受付を行い、12月26日に参加申込状況を公表したところです。

その後、センターに設置した「大学入試英語成績提供システム運営委員会」における専門的な検討（参加要件の一部については文部科学省において対応）の結果を踏まえ、申込のあった資格・検定試験が参加要件を満たしているか否かの確認を行いましたので、その結果を別添のとおり公表します。

参加要件の確認方法と確認結果の概要等

1. 大学入試英語成績提供システム

「大学入学共通テスト実施方針」（平成 29 年 7 月 13 日、文部科学省公表。以下「実施方針」という。）では、高等学校学習指導要領における英語教育の抜本的改革を踏まえ、大学入学者選抜においても、「聞く」「読む」「話す」「書く」の 4 技能を適切に評価するため、共通テスト（注）の枠組みにおいて、現に民間事業者等により広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用するとされた。

（注）実施方針において、大学入試センター試験に代わる新たなテストとして、平成 32 年度（平成 33 年度入学者選抜）から「大学入学共通テスト」を実施することとされた。

これを具体化するための仕組みとして、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）において「大学入試英語成績提供システム」（以下「成績提供システム」という。）を設けることとした。

2. 成績提供システムへの参加要件

成績提供システムには、一定の参加要件を満たすことが確認され、資格・検定試験実施主体（以下「実施主体」という。）とセンターとの間で協定書が取り交わされた資格・検定試験が参加することになる。

このため、センターに設置する「新テスト実施企画委員会」の意見を踏まえ、文部科学省と協議の上、センター理事長が「大学入試英語成績提供システム参加要件」（平成 29 年 11 月 1 日、理事長裁定）を定め、平成 29 年 11 月 24 日から 12 月 20 日まで参加申込の受付を行った。

その結果、7 つの実施主体から合計 24 の資格・検定試験について申込がなされた（平成 29 年 12 月 26 日公表済み）。

3. 参加要件の確認方法

センターでは、成績提供システムの適切な運営を図るため、関係分野の有識者等で構成する大学入試英語成績提供システム運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置した（平成 29 年 11 月 1 日、理事長裁定）。

運営委員会は、理事長の求めに応じ、成績提供システムへの参加を希望する実施主体及び資格・検定試験が参加要件を満たしていることの確認等に係る手続、成績提供システムの改善その他の成績提供システムの運営に関する重要事項について、専門的な見地から検討し、理事長に意見を述べる。

理事長は、運営委員会の意見を尊重し、文部科学省との緊密な連携の下に、成績提供システムの運営に努めることとしている。

なお、参加要件のうち、高等学校学習指導要領との整合性及び C E F R との対応関係（段階別表示）等については、文部科学省において対応する。

運営委員会においては、参加申込のあった実施主体及び資格・検定試験が参加要件を満たしているか否かを確認するため、各実施主体からの意見聴取を含め、専門的な見地からの検討を行い、このたび、その確認結果を理事長に報告した。なお、文部科学省における検討結果についても報告を受け、確認結果に反映している。

4. 確認結果の概要

参加申込のあった7実施主体・24の資格・検定試験に係る参加要件の確認結果は、次の通り。(資料2～6)

- (1) 7実施主体の22資格・検定試験について、参加要件を満たしていることを確認した。
- (2) 1実施主体の1資格・検定試験について、条件付きで、参加要件を満たしているとみなすことができるものと判断した。(資料3)
- (3) その他の資格・検定試験については、現時点では、参加要件を満たしていると確認することはできないものと判断した。(1実施主体の1資格・検定試験、1実施主体の1資格・検定試験のうち一部の方式によるもの。)(資料6)

あわせて、運営委員会においては、「各実施主体に対し今後一層の取組を求めたい事項」を取りまとめた。その内容についても、参加要件の確認結果とともに各実施主体に伝え、一層の取組を促すこととしている。(資料5)

5. 今後の予定

今回、参加要件を満たしていることが確認された資格・検定試験については、今後、各実施主体とセンターとの間で協定書を取り交わした上で、平成32年度(2020年度)に実施される平成33年度入学者選抜から、成績提供システム(注)に参加することとなる予定である。このため、センター、文部科学省、各実施主体において、所要の準備を進める。

(注) 成績提供システムでは、参加する資格・検定試験について、受検生からセンターへの成績送付の依頼があった回の成績を、センターが一元的に集約し、要請のあった大学等に対し提供する。集約・提供する成績は、各実施主体が定めるスコア(バンド表示も含む。)、CEFRの段階別表示及び合否(判定している場合)を基本とする。

なお、各資格・検定試験の受検機会の確保(実施会場の設定、実施回数等)に資するため、今後、文部科学省において、各高等学校等を対象とした意向調査を実施する予定である。

各実施主体に対し特に今後一層の取組を求めたい事項
(大学入試英語成績提供システム運営委員会)

(1) 検定料について

特に検定料について、受検生の経済的負担を極力軽減できるよう、経済的に困難な受検生への検定料の配慮も含め、可能な限りの努力、配慮を強く求めたい。

(2) 試験実施会場について

原則として毎年度、全都道府県で複数回実施することが期待されていることを念頭に、今後、文部科学省において実施予定の各高等学校等を対象とする意向調査の結果等も参考としつつ、居住する地域にかかわらず、全ての受検希望者が希望する資格・検定試験を過重な負担なく受検できるよう、実施会場の設定について最大限の努力を求めたい。

(3) 障害等のある受検生への合理的配慮について

障害等のある受検生が受検する場合の受検上の配慮については、多様なニーズが想定されることから、可能な限り、広く、弾力的に対応することを求めたい。以下はその例示である。

なお、配慮の在り方については、今後、各実施主体と文部科学省、高等学校、特別支援学校、大学等の関係者による意見交換を通じ、共通理解を形成していくことを求めたい。

① 対象とする障害等の範囲について

・例えば、「視覚に関する配慮事項」、「聴覚に関する配慮事項」は、それぞれ視覚障害、聴覚障害のみを指すものではない。(例：肢体不自由や発達障害等で、視覚認知障害等の視覚に障害のある場合がある。)

・「視覚に障害のある者」、「聴覚に障害のある者」、「肢体不自由のある者」、「病弱者」、「発達障害のある者」の範囲について、それぞれの多様性への理解とそれらを踏まえた適切な対応を求めたい。また「その他の配慮事項」は、これら5種類以外の障害等を指すものである。

② 医師の診断書等の提出について

・障害等の証明のため書類の提出を求める場合、医師の診断書や意見書に限らず、臨床心理士等、医師以外の専門家による診断(評価)や意見書が有効な場合もある。

(参考) 大学入試センター試験では、医師以外の専門家による評価等の文書の提出を求める場合がある。配慮を希望する内容に応じ、高等学校やそれ以外の教育機関等における配慮の状況等や専門家等による所見(状況報告書)の提出を求め、これを踏まえて審査を行っている。

③ 事前の情報公開、相談体制の充実等について

・受けられる配慮の内容や、特定の技能に関する部分の受検を免除する場合の成績表示の在り方等について、あらかじめ受検生や高等学校・大学関係者等が把握できるよう、また、高等学校等との連携が可能となるよう、情報の公開・提供、相談体制の充実等を求めたい。